

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第46号

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部を改正する規則

大和市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則（平成20年大和市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第24条第1項及び第5項」を「第24条第3項及び第9項」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第12条とする。

別表中「第12条」を「第11条」に改め、同表第22号様式の項関係条文の欄中「第9条」を「第8条」に改め、同表第27号様式の項を削り、同表第28号様式の項中「第28号様式」を「第27号様式」に、「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。